

公布された規則のあらまし

○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則（規則第 44 号）

- 1 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収に関し、証紙及び検印の様式を定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。